





ご相談下さい
治療費のこと

無料低額診療事業

公益社団法人 日本海員掖済会
神戸掖済会病院



 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号
TEL: 078-781-7811 (代表)
FAX: 078-781-1511
<http://www.kobe-ekisaikai.or.jp>



無料低額診療事業とは

社会福祉法第2条に基づく事業で診察・治療が必要な状況でありながら、医療費の支払いが困難な方に対して無料、もしくは低額で診察・治療を行う制度です。

(対象者)

- 生活保護基準に該当、もしくはそれを少し上回る方
- 家庭内暴力被害者、失業・多重債務者等で診療費の支払いが困難な方
- 特別診療券※1を発行された方

※1 特別診療券とは

健康保険証をお持ちでない方が、住所地の区役所（又は市役所）の生活支援課へ相談し、対象と判断された場合、発行される書類です。

健康保険証をお持ちの方の利用について

- 生命保険等：他制度を利用していない
 - 収入判定基準：生活扶助費の1.3倍以下である
 - 適用範囲：当院での医療費（保険適用の治療に限ります）
 - 減免範囲：全額免除
 - 対象期間：外来診療→受診した日から6ヶ月、入院診療→1回の入院期間
- ※上記の内容を病院内で検討し対象の可否を判断します。

利用対象者の1ヶ月収入の具体例

下記が生活扶助費の1.3倍の金額です。

- 単身者（20～30代）⇒113,285円
- 4人世帯（父母40～50代2人、子中高生2人）⇒315,560円
- 高齢者2人世帯（75歳以上2人）⇒149,225円

※一緒に住んでいる家族の人数などの情報をお伺いできれば窓口にて、収入の目安を算出します。

(続柄・年齢)

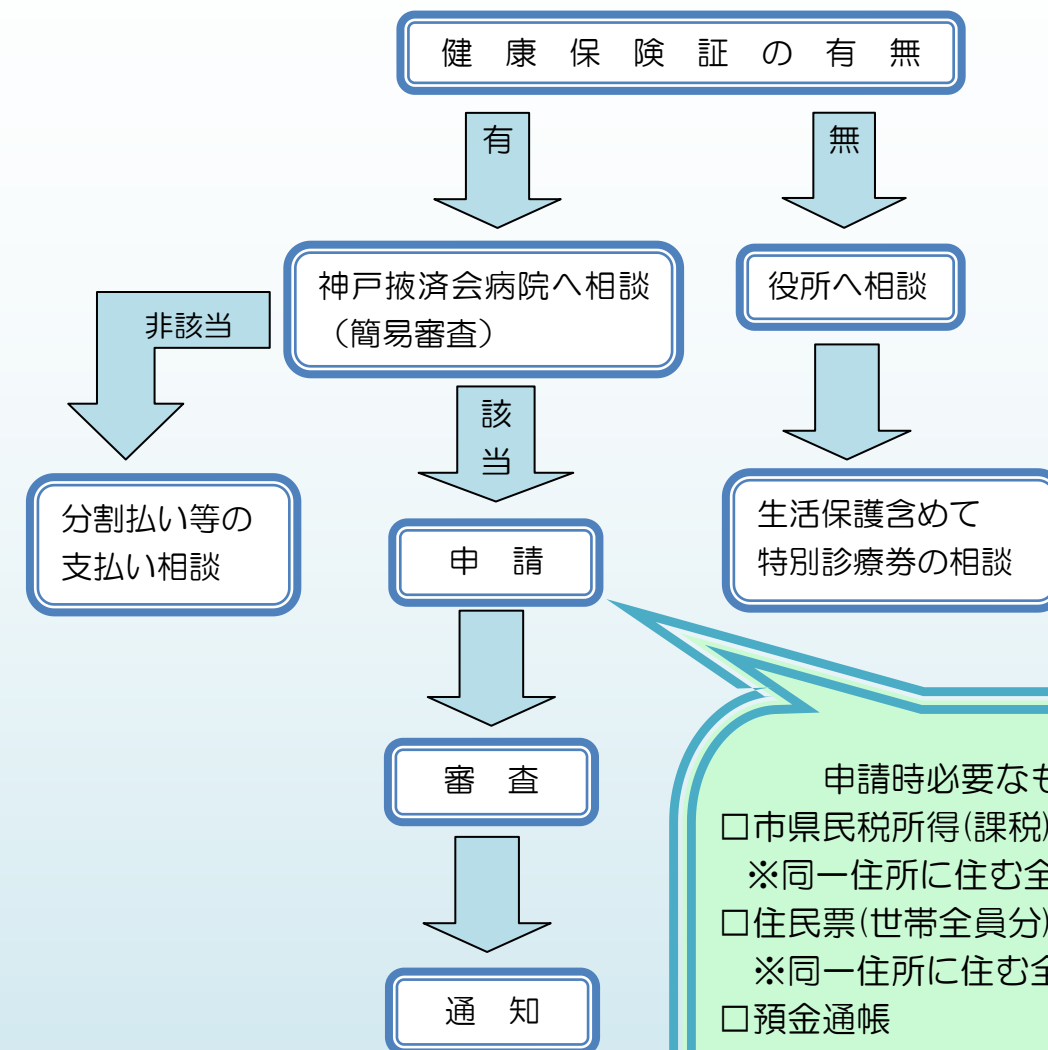
.....

.....

.....

.....

利用の流れ



申請時必要なもの

- 市県民税所得(課税)額証明書
※同一住所に住む全員分
- 住民票(世帯全員分)
※同一住所に住む全員分
- 預金通帳
※同一住所に住む全員分
(当月記帳済みのもの)
- 給与明細(直近分)
- 年金振込通知書
- 健康保険証
- 限度額認定証
- 印鑑

ご相談下さい!

